

皇室典範制定過程の再検討

——皇位継承制度を中心に——

笠原英彦

- 一 はじめに
- 二 旧皇室典範制定への道程
- 三 現行皇室典範の制定過程
- 四 小泉内閣による皇室典範改正の試み
- 五 結びにかえて

一 はじめに

明治二二年に旧皇室典範が成立するまで、日本には皇位継承に関する成文法が存在しなかった。古代には「不改常典」などの慣習法が認められるものの、成文法を制定しようという動きはみられなかった。¹⁾かえってそのために、変幻自在な皇位の継承が可能であったといえよう。

かの有名な大化改新の序幕をなす乙巳の変を契機にそれまでの慣例であった終身制が廃止となり、生前譲位の

慣例が創始された⁽²⁾。そこには、推古女帝が長命であったがために皇位継承資格者が次々と他界するといった事態に対する打開策がみてとれる。同政変については、緊迫する東アジア情勢や国内における社会の編成原理の変容等が背景にあることはいうまでもないが、近年の古代史学界では譲位の慣行を生み出す強い要請が作用したとの見解が有力視されている。

生前譲位が認められるようになると、文武天皇から元明天皇への継承といった子から母への皇位継承すら断行されるようになる⁽³⁾。少なくとも近代以前においては、医療水準が低く幼児の死亡率が高かったこともあり、確固たる皇位継承法がなかったことはかえって柔軟な皇位継承の実現に寄与したのである⁽⁴⁾。

それではなぜ近代以降になると、皇位継承の制度化、成文法の制定がめざされるようになったのであろうか。もちろん西欧先進国の王室がモデルになったためとの見方が一つの回答となりえよう。しかし、安易な制度化は実態を十分に踏まえないと、皇位継承の政治性を排除するといった側面に目を奪われ、皇位継承を不安定化させる可能性を生み出す場合がある⁽⁵⁾。

本稿では、以上のような問題意識に立って、小嶋和司氏や小林宏氏、さらには島善高氏らの緻密な先行研究に示唆をえつつ、新旧皇室典範制定の立法過程にいま一度考察を加え、制定に向けた様々な議論を改めて再検討してみたい⁽⁶⁾。それにより、制定の時代背景を十二分に踏まえながら、その法理の妥当性を安定性の視点から検証することにした。

同時に歴史的視座から皇室の伝統についてどのような認識が存在したかを確認し、今日の皇室典範改正のあるべき方途を探究する糧とすることを目的とする。本稿は、旧憲法下で「統治権の総覧者」たる天皇が、新憲法下において「象徴天皇」と大きく転換したにもかかわらず、皇位継承規定が踏襲された意義を問い直す試みである⁽⁷⁾。

二 旧皇室典範制定への道程

明治維新以降、国憲制定の動きが活発化するなかで、皇位継承に関する成文法の成立が早くから模索された。漸次立憲政体樹立の詔に促され、発足もない元老院に対して国憲制定の勅語が下された。勅語中には「海外各国ノ成法ヲ斟酌シ」とあり、政府の近代化に向けた意向が投影されている。⁽⁸⁾

立法作業は、中島信行、福羽美静、柳原前光、細川潤次郎ら国憲取調委員と湯川貫一、横山由清、河津祐之、安居修蔵ら国憲取調掛により迅速に進められた。勅語の趣旨に沿うべく欧州各国の憲法が参考に供されたこともあり、国憲草案の起草にあたり当初より皇位継承規定の挿入が模索されることになる。諸外国の皇族制度を参酌しながら、元老院は永世皇族制や帝室予算に関する調査を遂げ、明治九年には「日本国憲按」第一次草案がまとめられた。⁽⁹⁾

第一次草案については、その内容もさることながら、元老院が勅語を受けて起草にあたったためか、立法院としての自負がかいまみえる。⁽¹⁰⁾未だ立法院構想にこだわった木戸孝允が存命であり、事実上政府の首班であった大久保内務卿が政権基盤強化のため、長州閥に配慮していた時代状況を反映している。病身の木戸に代わり伊藤博文が廟堂入りし工部卿のポストを占め、木戸も伊藤の処遇を希望して内閣顧問に就任していた。木戸も「公議輿論」の前進を評価するとともに、大久保が追求する「天皇親政」にも理解を示した。

「国憲按」の起草にあたっては、まず皇室や皇族に関する事項の調査が優先され、「帝位継承」、「即位ノ宣誓」、「即位詔」、「立太子詔」、「帝室神事祭典ノ議」に関する議案が検討されている。未経験とあって、皇位継承規定の起草は難航を極めた。元老院は短期間のうちに起草を繰り返し、明治十一年に第二次草案、同一三年に第三次草案を取りまとめた。第一次草案で採用された女帝制は第二次草案では姿を消し、第三次草案で復活する。女帝

の可否をめぐり元老院の方針は二転三転したのである。⁽¹¹⁾

第一次草案においては、「継承ノ順序ハ嫡長入嗣ノ正序ニ循フ」とした後、「同族ニ於テハ男ハ女ニ先チ」とし、女帝の即位が想定されていた。同時に、継承順序の変更を元老院の承認事項とした。⁽¹²⁾ 審議時間の短さより勘案して、内容に関して自信をもてない委員から元老院議長宛に次のような伺が出された。⁽¹³⁾

上諭ヲ奉シ下官等取調委員ノ命を承ケ既ニ草稿案略成、(中略)方今国憲制定ニ属スル諸件書類取調居候上、年内余日モ少ナク候間、来年一月開院後取懸リ可申哉、右緩急ハ前途御上奏ノ順序ニモ関係候間、為念此段相伺候也

しかし早くも翌年の校正作業において、皇位継承規定は書き改められ、継承資格は「男統」に限定され女帝即位の可能性は絶たれた。この方針転換は第二次草案に反映された。第二次草案の起草段階で、柳原ら元老院側は宮中の意向を汲む必要性を考慮し、佐佐木高行ら侍補らの意見を求めている。⁽¹⁴⁾ こうして鋭意起草された第二次草案も有栖川宮の賛同をえられず、元老院の起草グループは直ちに第三次草案の起草を迫られることになる。

第二次草案が完成した頃、右大臣である岩倉が「奉儀局」や「儀制局」の設置を求め、速やかに「帝室ノ制規天職ノ部分ヲ定ム」よう建議した。⁽¹⁵⁾ 建議の内容から察せられるように、岩倉は海外を模倣するだけでなく、「祖宗ノ旧規」を尊重する考えをもっていたにちがいない。元田ら宮中の意向を迎えようとしたのではなからうか。そこからは、岩倉が皇室法は元来「皇家ノ私事」であるから宮内省が中心となつて起草すべきであるとの思惑がみてとれよう。⁽¹⁶⁾ 佐佐木の日記である『保古飛呂比』にみえるように、柳原は内々に侍補らに原案を示しており、あるいは双方の意見は符合する部分が大きかった可能性があろう。しかし、島善高氏が指摘しているように、原案に対して侍補らが如何なる意見をもっていたかは判然としない。⁽¹⁷⁾

第三次草案では、皇位継承の原則について「今上天皇ノ子孫」を正統とした上で、皇位継承権を「嫡長」に限定した。そしてもし太子を欠く場合には、「太子男帝ノ裔」がこれを嗣ぐこととし、その後の皇位継承者を太子の弟ないしその「男帝ノ裔」とした。なお皇位継承資格者が見出せない場合には、「庶出ノ子」と「其男統ノ裔」を認めた。それでも皇嗣が見つからないときには、「女統入りテ嗣クコトヲ得」とした。

これにより、皇位継承の制約は一挙に緩和されたのである。第一次草案を超える柔軟な皇統存続策が案出されたといえる。もちろん「女統」の容認は、やむをえざる措置と位置づけられている。島氏はこの明治一三年四月の第三次草案が「女統」を容認したのは、「当時、明治天皇には然るべき男子の継承者が存在しなかった」ことを理由に挙げている。⁽¹⁸⁾これは、明らかに事実誤認である。なぜなら、前年八月三十一日、明治天皇の第三子として明宮嘉仁親王（後の大正天皇）が誕生しているからである。

有栖川宮に代わり元老院議長に就任した大木喬任は、第三次草案を院議にかけず、各議員から同草案に対する意見を求めた。その結果、予想通り「女統」を認めた箇所をめぐり異論の声が挙がった。大給恒ら三名の議員からは、いかにやむをえざる場合とはいえ、「女統」を認めることは不適切であるとして、削除の申し出があった。このうち議員、河田景与がいみじくも指摘したように、いったん女帝を認めると、その婚姻により皇統は配偶者の姓に移り、異姓となる可能性が出てくる。そうなれば、もはや万世一系の皇統とは乖離してくることに⁽¹⁹⁾はしまいかとの意見が開陳されていたのである。すでに当時、女帝容認が女系継承につながるとの理解が元老院内部にあったことは注目に値しよう。

佐佐木副議長や他の議員からもこうした異論に同調する意見が聞かれた。そのため、元老院がさらに手直しを加えて天皇に奉呈した国憲案は、日本の国情に適さないとする岩倉具視や伊藤博文らの強硬な反対によって不採択となった。しかし、元老院での議論がまったく無意味であったわけではない。立法化の作業を通じてまとめら

れた『旧典類纂』の中には、横山らにより作成された「皇位継承篇」が収められており、その後の皇位継承制度の立案過程において大いに参考に供された。⁽²⁰⁾立法作業の早い段階から皇位継承法を国憲の中核と位置づけていること、女帝の可否をめぐり活発な議論が展開されたことはとりわけ注意を要するといえよう。

すでにふれたように、岩倉はこうした皇室法を国憲の中に組み込もうという構想に与しなかった。皇家の私事に国政が関与すべきでないと考える岩倉は、宮中の諸規則に明る人材を「奉儀官」などに抜擢して宮内省に集めた。⁽²¹⁾「宮禁内規ヲ議スルハ政務ト混スヘカラス」との考えに立つ岩倉は皇室法制定の拠点を宮内省に移し、日本独自の制度設計を模索したのである。⁽²²⁾在野民権の伸長に対抗する上からも、岩倉はまず「帝室ノ制規、天職ノ部分」の定立を急いだ。そのため、岩倉は明治十一年三月、「奉儀局開設建議」を提出したのである。⁽²³⁾

我祖宗天祖ノ訓告ヲ承ケ國ヲ茲ニ建テ子孫相繼キ一百廿余代二千五百数十年ノ久シキヲ経タリ其間汚隆ナキ能ハス（中略）論者動モスレハ民選議院設立ノ論ヲ主張ス夫レ人心常ナク時世図ルベカラサルハ古今ノ通議ナリ此際路ニ当ルモノ深ク謀リ遠ク慮リ以テ将来ノ基礎ヲ定メサルベカラズ然レトモ物ニ本末アリ況ヤ我国体自ラ他邦ノ比ニアラス⁽²⁴⁾

岩倉がどれほど帝室制度の構築に腐心していたかは、広範かつ多岐にわたる「奉儀局調査議目」をみれば一目瞭然である。⁽²⁵⁾しかし、後述の通り、内容上「国憲」に関する部分と「帝室」関連の部分が截然と分割、整理されていたわけではない。象徴的なのは、「憲法」の部分に、「女帝 男統 女統」や「帝位継承順序」が含まれていることである。

元老院幹事であった柳原により元老院で起草された帝室制度案は宮内省に回付されたが、岩倉は国憲制定に先行する形で皇位継承等を中核とする帝室制度の定立を企図していた。岩倉のこうした方針を具体化したのが奉儀

局設置論であるが、これに傑出した立法技術を有する井上毅が公然と反発した。明治十一年三月に井上が提出した「奉儀局取調不可奉行意見」がそれである。⁽²⁶⁾

奉儀局議目中国号改元ノ類大半ハ儀文名称ノ類ニシテ政体上ニ甚シク關係アラザル者トス然ルニ其内国体ト云即位宣誓式ト云 皇上神聖不可侵ト云国政責任ト云ガ如キハ其標目簡單ナルガ為ニ一覽ノ間ニ深キ感触ヲナサザルモ其義ヲ推窮シテ其未来ノ結果ヲ想像スルニ至テハ真ニ至大ノ議題ニシテ果シテ其深ク慎重ヲ加フベクシテ躁急奉行スベカラザルヲ信ス

井上の指摘によれば、岩倉が提議した「奉儀局調査議目」には依然として政体論と皇室論が渾然一体となっており、民撰議院の設立や君権の制限に帰結する余地があるというのである。そのため、井上は岩倉に慎重さを求めたのである。岩倉はこうした井上の批判を事実上無視し、薩摩出身の伊地知正治や侍補の吉井友実らを動員して帝室制度調査に邁進した。⁽²⁷⁾しかし宮内省における調査は難航を極めた。井上の批判は的を射ており、岩倉の建議や規則案には多くの矛盾が内包されていたからである。⁽²⁸⁾

岩倉は事態を打開するため、明治一五年末、宮内省内に内規取調局を設置した。岩倉が方針を撤回しなかった背景には、駐露公使となっていた柳原の強力な後押しがあったためである。⁽²⁹⁾柳原の妹、愛子は明治天皇の側室となっており、すでに嘉仁親王（後の大正天皇）を儲けていた。柳原は妹や甥の将来を考え、帝室制度の確立に並々ならぬ心血を注いだことは想像に難くない。

柳原の基本姿勢は、議会の動向や内閣の方針とは関係なく、帝室の自律性を保持しようとするものであり、岩倉の意向とも合致していた。柳原は諸外国の制度を参酌する前提として「古制ノ良」に目を向けるよう主張した

のである。⁽³⁰⁾ かなり早い段階から岩倉や柳原は帝室制度の国政事項からの分離、独立を構想していた。一方、三条や伊藤はこうした岩倉らの主張を退け、帝室制度も憲法調査の対象事項と位置づけていた。⁽³¹⁾

明治一四年の政変を経て一段と強力な政治的指導力を掌握した伊藤は、憲法調査のために渡欧してアルベルト・モッセやロレンツ・フォン・シュタインに学び、プロシアをモデルとした立憲君主制を構想した。⁽³²⁾ 伊藤は、帝国議会の開設以降も政府の主導性を確保することを前提に帝室制度の自律性を認めた。⁽³³⁾ こうした構想を実現するため、伊藤は宮中勢力と井上に代表される有能な法制官僚らを自己の権力基盤に組み込むことをめざしたのである。⁽³⁴⁾ 岩倉がこの世を去ると、伊藤は早速天皇に拝謁し、憲法制定を推進するため、宮内省に制度取調局を設置した。伊藤はまもなく宮内卿と制度取調局長官を兼任して、外国人法学者を含む政府の逸材を宮内省に集結し、皇室法の制定に心血を注ぐことになる。⁽³⁵⁾

こうして明治一八年末に策定されたのが「皇室制規」である。全二七条のうち以下の二条はとりわけ注目に値しよう。⁽³⁶⁾

第一 皇位ハ男系ヲ以テ繼承スルモノトス若シ皇族中男系絶ユルトキハ皇族中女系ヲ以テ繼承ス男女系各嫡ヲ先キニシ庶ヲ後ニシ嫡庶各長幼ノ序ニ従フヘシ

第十三 女帝ノ夫ハ皇胤ニシテ臣籍ニ入リタル者ノ内皇統ニ近キ者ヲ迎フヘシ

「皇室制規」では女系による皇位繼承が容認され、嫡系皇族が優先された。もちろん日本の伝統である男系繼承が無視されたわけではなく、男系が絶えたときに備えて女系繼承まで皇位繼承資格を拡大したのである。今日の視点からみても実に興味深い内容になっている。少なくとも、「皇室制規」の立案者に皇統存続を至上命題と

する強い意思を認めることができよう。時代により皇位継承をめぐる諸条件の相違があることはいうまでもないが、立法者に皇位継承制度の安定化への強い志向を確認することができよう。⁽³⁷⁾

しかし、この柔軟な案にも問題がなかったわけではない。皇婿、すなわち皇位継承資格をもつ女性皇族の配偶者をどうするか、という問題が生じたのである。これを記した「皇室制規」第一三条には、「一三条難解」との伊藤自らの書き込みが認められる。皇婿をめぐり、過去の女帝は「摂位」とみなし、皇婿の政治への容喙を警戒した井上は直ちに『謹具意見』を提出して「皇室制規」に反論した。

宮内省はまもなく井上の意見を尊重して「帝室典則」を起草した。「帝室典則」では、一転して女帝は否認され、皇位継承を男系に限定したのである。それに加え、嫡庶の別が取り除かれた。明治一九年六月、「帝室典則」は伊藤から内大臣の三条実美に提出されることになる。岩倉同様に三条も公家出身とあつて、皇室法の起草に熱意を燃やしたことは「帝室典則関係書」などから明らかである。⁽³⁸⁾しかし、あくまで国政を担う政府の主導性の下に皇室の自律性を認めようとする伊藤は、三条らの介入に不快感を抱いていたとみられる。⁽³⁹⁾

伊藤は卓越した「帝室法則綱要」をものした柳原と高度の立法技術を有する井上を重用して、皇室典範制定に向けてひたすら邁進した。柳原の作成した膨大な草案を井上は手際よく添削した。立法作業は驚異的なスピードで進捗し、その過程で「男系男子継承」の原則、直系主義、庶子継承の容認など旧皇室典範の骨格が固まっていたのである。こうした旧皇室典範が側室制度や華族制度により支えられていた側面が大きかったことはけっして忘れるべきではなからう。⁽⁴⁰⁾

三 現行皇室典範の制定過程

終戦後まもなく、日本は米国を中心とする連合国の占領統治下に置かれた。マッカーサー率いるGHQは日本の民主化、非軍事化を柱とする大胆な占領改革を断行したのである。日本はポツダム宣言を受諾したとはいえ、「国体の護持」すなわち天皇制の存続はどうしても譲れない一線であった。幸い米国内務省は対日占領政策の策定にあたり知日派の見解を受け入れ、天皇制を擁護することが占領統治の成功に資するとの判断を下していた。⁽⁴¹⁾米国は早くに憲法草案に国民主権を盛り込む方針であったから、それとの整合性を保つ上からも政治的権能をもたない象徴天皇制の導入を企図していたのである。⁽⁴²⁾

GHQはこうした方針を実効化するため、皇位継承を含め皇室の重要事項を国会の統制下に置こうとした。周知の通り、日本国憲法第二条には、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と定められている。もちろん皇室の自律性を確保しようと当時の日本政府はGHQに懸念に抵抗した。松本蒸治国務相は執拗に「国民が至高」とするホイットニー民政局長に「⁽⁴³⁾なく撥ねつけられたのである」。

日本政府はやむなく「皇室典範は憲法の下位法」との位置づけを受け入れざるをえなかった。皇室典範の立案作業は、終戦の翌年に設置された臨時法制調査会において精力的に進められた。総理大臣の諮問機関である同調査会は、閣僚らをはじめ、関係省庁、議会事務局などのスタッフ、民間有識者により構成された。実際に皇室典範の立案作業にあたったのは、第一部会の小委員会である。小委員会では、主として皇位継承資格者の範囲、継承の事由、皇族の範囲が審議された。高尾亮一氏の『皇室典範の制定過程』によれば、とりわけ女帝容認の可否、退位規定の有無、庶子の皇位継承権をめぐる⁽⁴⁴⁾は、白熱した議論が展開されたようである。

皇室典範として考慮すべき問題

昭和二一、七、九

一、内親王及び女王に皇位継承を認めるか

仮に認めるとすれば、継承の順位をどうするか、又配偶者のない者にかぎるか

二、庶子を皇位継承資格者より除くか

仮に除くとすれば

(イ) その処遇をどうするか

(ロ) 戸籍上の取り扱いをどうするか

(ハ) 認知の問題をどうするか

(ニ) 現存の庶子の処遇をどうするか

女帝容認の可否、すなわち皇族女子にも皇位継承資格を認めるか否かについては、旧皇室典範の定める「男系男子」の原則を踏襲すべきとの意見と男女同権を定める新憲法の考え方を尊重すべしとの意見が対立した。皇族女子に皇位継承権を認めると、その婚姻に伴い皇統が「女系」に移る可能性が生じる。「女系」を容認するか否か正面から議論されたことは、国立公文書館所蔵の関係公文書から明らかである。小委員会では、女帝は「摂位」にすぎず、「女系」は「皇位の世襲」の觀念に含まれないとの意見が大勢を占めた。⁽⁴⁵⁾

旧皇室典範の制定過程でも男系による皇位継承が行き詰った場合に備えて女系容認が考慮されていたが、現皇室典範の立案過程でも皇統の断絶を回避するため皇位継承資格の女系への拡大が真剣に検討されていた。このように、皇位継承法制定の歴史をふりかえると、「皇位継承資格の女子・女系への拡大」を答申した小泉内閣当時

の有識者会議の最終報告書はけっして唐突な結論ではないことがわかるであろう。

しかし、この皇位継承資格拡大の議論には大きな問題点が伏在していた。それは明治時代にも伊藤が「難解」と指摘した皇婚問題である。現皇室典範の立案過程においても、同様の懸念が表明されたようである。周知の通り、憲法一四条では法の下の平等が規定され、同時に門地による差別を廃し「貴族の禁止」が謳われている。この規定は憲法草案では第一三条に盛り込まれていたが、小委員会では当該条文と「女系」との関係が慎重に審議された⁽⁴⁶⁾。

憲法草案第十三条は、すべて国民が、法の下に平等であつて、性別により、政治経済社会の関係において差別を受けない旨を規定している。此の憲法の下では皇統を男系に限ることは、憲法違反となるか。(中略) 少なくとも女系といふことは、皇位の世襲の觀念の中に含まれていないと云へるであらう。

臨時法制調査会の小委員会では当初、こうした宮内省の素朴な問題提起から議論が開始されている。その後、側室制度がなくなり庶子の皇位継承権が消滅し、華族制度の廃止に伴い皇婚を輩出する皇配族が存在しなくなる。日本政府は臨時法制調査会の審議内容を踏まえ、新憲法草案と皇室典範案の関係についてGHQ側の理解を求めた。日本側は女帝や退位、養子や皇籍離脱などについて説明を加えたが、GHQの最大の関心事は皇室財産にあった。新たに皇室経済法が制定され、皇室の財産収入を国庫に収め、皇室関係費は歳出予算に計上し国会の議決を経ることになったのである。皇室関係法令の立案に手腕を発揮した高尾氏が指摘しているように、皇室典範そのものについてGHQは思ひのほか寛容な姿勢を示した。日本政府があらかじめGHQの反発を予期して、大嘗祭や元号法などの事項を除外したこともあるが、皇室財産の処理がGHQ側の思い通りに進捗したことがその

理由であつたにちがいない。⁽⁴⁷⁾

昭和二年一〇月、臨時法制調査会より吉田茂首相に答申された皇室典範案は直ちに枢密院に諮詢され、同年末国会に提出された。議員の中には、「憲法の一下位法」であることから皇室典範という名称に対して違和感を表明する向きもあつたが、宮内省の意向を受けた金森国務相が皇室の尊厳を楯に押し切つた。国会における皇室典範案の審議のうち注目されるのは女性天皇容認の可否をめぐる論議である。⁽⁴⁸⁾ 日本社会党の井伊誠一議員は、皇室典範が一法律となつた以上女性皇族にも皇位継承権を認めないのは違憲ではないのかと質した。これに対して金森国務相は「皇位は世襲の原理に従つて皇位という国の象徴たる地位を継承するのであるから、一般の相続とは觀念を異にする」と答弁している。

女性天皇をめぐる国会の質疑において注意されるのは、金森国務相が憲法の定める男女平等原則を尊重し、「法律問題として自由に考えてよい」との立場を表明したことである。法の下の平等を謳つた憲法一四条に照らして「女皇様が皇位につくこともありうるか」との質問したのに対して、やはり金森国務相は皇室典範をめぐる今後の課題であるとの考えを示し巧みに切り抜けた。

しかし、政府は一見柔軟な姿勢をとりながらも、新憲法第二条の「世襲」を前提に「男系の男子」という原則を貫く意向であつた。⁽⁴⁹⁾ この「世襲」をめぐるのは、女子や女系も排除しないという議会の考え方に対して政府は真つ向から否定することはなかつた。樋貝詮三衆議院皇室典範委員会委員長の憲法の要請と皇位の尊厳は矛盾するものではないとの発言に対して、金森国務相は「天皇に関する多くの問題は日本国民の間に伝統的に發展している思想の流れを追うしか途がない」とかわし、議論の焦点を巧みにそらしたのである。

皇位継承資格の皇族女子への拡大については、貴族院皇室典範特別委員会でも質疑が行われた。幣原喜重郎国務相は「女子に皇位継承を認めない理由については、事実問題としては、さし当たり男系の男子たる皇胤が断絶

するという虞がないので、この際従来の原則を改めてまで女子に継承の資格を認めるのはその時期ではない」と答弁している。⁽⁵⁰⁾戦後まもなく皇籍離脱を余儀なくされた一一宮家五一方のことを考え合わせれば、いささか安易な発言というべきかもしれない。

四 小泉内閣による皇室典範改正の試み

戦後初めて皇位継承問題に正面から取り組んだのが小泉内閣であることは周知のとおりである。平成一六年末、小泉首相は「安定的皇位継承」をめざして皇室典範の改正を決断し、首相の私的諮問機関である皇室典範に関する有識者会議を発足させた。有識者会議は年明けから都合一七回にわたる審議を経て、平成一七年一月二四日、小泉首相に「報告書」を提出した。「報告書」を参考にしつつ、ここではその内容について若干の考察を加えておきたい。

結論からいえば、「報告書」には、「古来続いてきた男系継承の重さや伝統に対する国民の様々な思いを認識しつつも、議論を重ねる中で、我が国の将来を考えると、皇位の安定的な継承を維持するためには、女性天皇・女系天皇への途を開くことが不可欠であり、広範な国民の賛同を得られるとの認識で一致するに至ったものである」と記されている。⁽⁵¹⁾

この結論をめぐる賛否両論が唱えられたことはいうまでもない。「報告書」の冒頭には、基本的な視点として、「国民の理解と支持を得られるものであること」、「伝統を踏まえたものであること」、「制度として安定したものであること」の三点が挙げられている。第一点は日本国憲法が規定する象徴天皇制度、第二点は男系継承の伝統、そして第三点は皇位継承制度の安定性が重視されている。諮問の中心は第三点目の安定的皇位継承に力点があり、

「報告書」は安定性について、「必要かつ十分な皇位継承資格者が存在すること」、「象徴としての役割を果たすための活動に支障がないこと」、「皇位継承者が一義的に決まり、裁量的な判断や恣意の入る余地がないものであること」などが考慮されている⁽⁵²⁾。

「報告書」が皇太子夫妻の長子、愛子内親王への皇位継承資格付与に照準を合わせていることは、内容に照らしてまちがいない。したがって、男系維持派の反発は当然であろう。基本的な視点として伝統の尊重を謳っているながら、伝統の本質を融通無碍に解釈することで三つの視点をクリアしようとしているとの批判も提起されている⁽⁵³⁾。

ただ、男系維持派の主張する戦後まもなく皇籍を離れた旧皇族（二宮家五一方）の男系男子子孫の復帰は必ずしも現実的とはいえない⁽⁵⁴⁾。すでに皇籍離脱から六〇年の歳月が経過し、その間、一般国民として過ごしてきた旧皇族は伏見宮系であり、今上天皇の系統と結びつけるには約六〇〇年前の室町時代まで遡らねばならない。立法技術上も難しい。皇室典範第九条を改正して、養子を解禁したり、いったん皇籍を離れた方の復帰を認めない同第十五条の改正が想定されるが、皇室典範の上位法である日本国憲法第一四条第二項（貴族の禁止）に抵触してしまふ。

日本国憲法第一四条第二項

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

皇室典範第九条

天皇及び皇族は、養子をすることができない。

同第十五条⁽⁵⁵⁾

皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることはない。

そのため、研究者の中には旧皇族の男系男子子孫の皇籍復帰を特別措置法など特別立法で実現しようと主張する意見もある⁽⁵⁶⁾。しかし、国家の根幹にかかわる皇室典範を時限立法のイメージが濃厚な特措法などで解決することは、伝統を重視する人々に受け入れられる可能性は限りなく低いであろう。男系の伝統を重視する国会議員も特措法には与しまい。

他方、女子・女系拡大案は現実的であり、立法化が比較的容易である。政府関係者によると、有識者会議の「報告書」の場合、内閣法制局に委ねれば、およそ二カ月もあれば法案化できるそうである⁽⁵⁷⁾。実際には有識者会議の答申が一月下旬で、総理は平成一八年一月開会の通常国会への皇室典範改正法案の提出を明言していた。順調に作業が進めば、二月には閣議決定を経て国会に提出されたであろう⁽⁵⁸⁾。

女子・女系拡大案における皇位継承順位については、有識者会議で「長子優先」、「兄弟姉妹間で男子優先」、「男子優先」、「男系男子優先」の四案が検討された⁽⁵⁹⁾。

「長子優先」の場合は、男女の性別にかかわらず出生順に継承順位が確定する。当然のことながら、第一子が女子なら女性天皇が誕生することになる。問題は次代の皇位継承である。男女に関係なく、これまで経験のない女系天皇が誕生することになる。持統天皇以来、大嘗祭も新嘗祭も女帝によって執り行われており、宮中祭祀に問題はない。残る課題は、男性配偶者の確保とその処遇である。

「兄弟姉妹間で男子優先」という案は、先に女子が生まれてもついで男子が誕生すれば継承順位は入れ替わる。継承順位の決定が遅れるため、帝王教育の観点から問題である。国民の側から見ると、誰が次の天皇になるかわ

かりにくく象徴天皇制度の趣旨からいって必ずしも適當ではない。男子優先を主張する人の多くは宮中祭祀における血の穢れ意識や天皇職の性格を理由に挙げている。女性の場合、妊娠、出産、育児の負担を考慮する意見もある。⁽⁶⁰⁾

「男子優先」とすると、内親王が男子を出産すると、男子が母親を飛び越して即位するといういささか奇妙な展開が予想される。もちろん母親が立太子していれば、こうした特異な現象は回避される。「男系男子優先」という案を採ると、皇位は傍系に移る可能性が高まり、世代内継承となりやすいといえよう。⁽⁶¹⁾

現行の皇室典範では第二条に皇位継承順序が規定されており、直系長系が優先されている。歴史的にみても、初代の神武天皇から第一二五代の今上天皇まで一二四例の継承が行われたが、直系継承は六九例、兄弟姉妹間の継承が二七例、その他傍系継承は二八例となっている。⁽⁶²⁾

「報告書」においても、直系継承が多く国民に受け入れられやすく、憲法第二条が定める「世襲」のあり方として自然であるとの認識が示されている。要するに、子から孫への直系継承がもつとも国民からみてわかりやすいということである。

上述のように、皇室典範第二条では第一位が「皇長子」であり、「皇長孫」が第二位となっている。皇族の称号を定めた皇室典範第五条には「皇太弟」はなく、同第八条には「皇嗣たる皇子を皇太子という。皇太子のなきときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫という」とあり、「皇太孫」が規定されている。⁽⁶³⁾

同条の前段には皇太子が規定され、その要件は「皇位継承順位第一位」でかつ「天皇の子」であることが挙げられている。現在の皇族にあてはめて考えると、御代替わりにより皇太子は不在となる。秋篠宮は「皇位継承順位第一位」となるが、新天皇（現皇太子）の子ではなく弟であり、愛子内親王は「天皇の子」ではあるが皇位継承資格がない。たとえ皇太子不在となっても、公務も宮中祭祀にも大きな支障はない。⁽⁶⁴⁾ 宮中祭祀については、戦

前までは皇室祭祀令があったが、戦後この法律は廃止された。公務も宮中祭祀も法的規制がないので、柔軟に対応することで大きな問題はないとみられる。

もちろん直系継承であると、こうした事態は生じない。だからといって、愛子内親王に皇位継承資格を認め、直系による皇位継承を実現しようという主張は如何にも唐突であり、強い反対が予想される。

結論的には、有識者会議は「長子優先」を選択した。若い世代の皇族がすべて女子であったし、平成一七年の段階では愛子内親王が皇位継承資格を得て即位するという選択肢は当時としては有力であった。歴史的にみても、旧皇室典範成立後に即位した大正天皇、昭和天皇、今上天皇、皇太子と直系かつ嫡系による継承が続いてきた。したがって、政府が皇位継承資格を女子・女系まで拡大し、長子優先としたのはある意味当然であり、国民の理解がえられると考えたにちがいない。⁽⁶⁵⁾

「報告書」の結びにおいて、有識者会議は「今後、皇室に男子がご誕生になること」を織り込み済みにしたが、周知の通り、翌年二月上旬に秋篠宮妃の懐妊により、小泉首相は皇室典範改正案の通常国会への提出を見送った。そして同年九月、悠仁親王が誕生すると、皇室典範改正の動きは終息したのである。

羽田田信吾宮内庁長官が会見で、問題の解決にならない旨を指摘したように、皇統の危機が去ったわけではない。しかし、国民の関心は薄れ、政治家は「失われた二〇年」、すなわちデフレからの脱却、八六二兆円にもなる累積債務の解消（財政再建）、少子高齢化を見据えた社会保障の強化、外交・安全保障など難問山積に喘ぎ、この国家の根幹にかかわる問題に取り組む余裕がない。⁽⁶⁶⁾

五 結びにかえて

このように皇室典範の制定過程を歴史的にふりかえると、旧皇室典範制定への道程において、皇位継承資格を女子・女系まで拡大しようとする試みは予想以上に早くから着手されていた。旧皇室典範では側室の子である庶子（非嫡出子）にも皇位継承資格が認められながらも、依然として医療水準が低く、幼児の死亡率は高かった。親王らの多くも夭折を免れなかった。そのため、元老院や宮内省は皇位継承資格者を確保するため、その範囲を「女統」まで拡大する方針を示していた。

戦後まもなく制定された現行の皇室典範の起草にあたって、臨時法制調査会において女子、女系への皇位継承資格の拡大が検討されていた。しかし、依然男子皇族の不足が深刻ではなく、旧皇室典範を踏襲して皇位継承資格を「皇統に属する男系の男子」に限定した。大正天皇の代から側室を置かない意向が示され、戦後は側室の生む庶子の皇位継承資格は消滅した。これに加え、GHQは伏見宮系の一一宮家五一方を強制的に皇籍離脱させた。

皇位継承問題は制度と実態の両面から考えてみる必要がある。戦後、側室制度や華族制度が公式に廃止された以上、いかに医療水準が高まり幼児の死亡率が激減したとはいえ、「男系の男子」という条件が皇位継承資格者の確保を難しくしていることはまぎれもない事実である。それは、現行皇室典範の制度的欠陥といっても過言ではない。実態面について述べれば、美智子妃殿下が順調に二人の男児をもうけたとはいえ、現在の皇室には事実上三人の皇位継承資格者しか存在しない。三〇歳未満の若い皇族は九人いるが、そのうち皇位継承資格を有する男子は悠仁親王一人である。

皇位継承資格者の供給源は、宮家だけなのである。宮家は東宮のほかに少なくとも三系統はほしい。宮家の規

模としては、四系統必要というのが歴史の教えるところである。具体的にいえば、最年少の悠仁親王が即位する前に、最低でも直宮の三人の内親王が婚姻後も皇籍にとどまれるよう皇室典範の第十二条と第一五条を改正することが求められよう。「男系優先、皇位継承資格を内親王まで拡大、悠仁親王まで皇位継承順序を変更しない」という選択肢が最も穏当かつ安定的であり、多くの賛同者がえられるのではないか。

男系維持論の立場も尊重するなら、旧皇族の男系男子子孫の復帰を考慮し、養子を禁止する皇室典範第九条の改正やいったん皇籍を離脱した方々の復帰を禁じる第一五条の改正が視野に入ってくる。しかし、この選択肢は華族など貴族を禁止する憲法第一四第二条第二項に抵触してしまう。

まさに皇統の危機は眼前にあり、もはや手をこまねいている場合ではない。これは現代の日本人に課せられた重い歴史的課題であるといわねばならない。

(1) 『続日本紀』前編(国史大系)、三一頁。周知の通り、「不改常典」が最初に登場するのは元明天皇の即位の宣命であり、聖武天皇の即位詔や孝謙天皇の即位詔にも含まれている。筆者はこの「法」が天智天皇に仮託されるのは史実ではなく、七世紀前半の造作された皇位継承法であると理解するが、これを天皇家と藤原氏の共同統治とみる見解、隋や唐の専制君主像の投影とみる説など異なる学説もある。直系継承により愛孫、首皇子への皇位継承を願望する持統太上天皇と太政官の権力を掌握したい藤原不比等との利害の一致が背景となっていると考えられる。草壁皇子の薨去に伴い幼い首皇子の成長を待つべく中天皇として元明天皇の即位という異例な皇位継承を強引に正当化しようという思惑が読み取れる。よって、嫡系継承とみることもできよう。

(2) 『日本書紀』(同右)、『藤氏家伝』(吉川弘文館)、遠山美都男『大化改新』(中央公論新社)等を参照。乙巳の変をめぐる皇極紀の記事は俄かに信じ難い。たとえば、「三韓進調」は、六四五年前後の朝鮮三国の内紛から考えてありえないとみるべきではないか。三国が揃って朝貢する相手は唐であり、書紀の記事は明らかに唐をモデルとして描かれたと想定される。六四〇年代前半には、高句麗、新羅、百済の三国が冊封をともに受け入れ、唐にそろって朝貢

している事実を確認することができる。皇極天皇が最初に中大兄皇子に譲位しようとして鎌足の助言により辞退したという同朝の記事の信憑性は低いとみられる。女帝の意思が中大兄であったことを主張しておこうとする意図が読み取れる。近時の学説として、軽皇子の主導性を認める見解が示されている点も注目に値しよう（拙著『天皇と官僚』、PHP研究所参照）。

(3) 元明天皇は病氣を理由に譲位したいという文武天皇の申し出を再三固辞したが、天皇が病氣のため崩御すると、やむなく元明は即位を決断した。藤原不比等の強力な懇請と支援があったとはいえ、子から母への皇位継承は余りに異例であり、何らかの正統性を示す必要に迫られた。そのため、即位の宣命に近江朝廷で天智天皇が立てたとされる皇位継承法「不改常典」を盛り込み元明天皇即位を強行した（拙著『歴代天皇総覧』）。首皇子に皇位を継承するための中天皇という位置づけである（『続日本紀』等参照）。

(4) 元明天皇の即位の宣命に「不改常典」がはじめて登場することはすでにふれた。この宣命を出すにあたり、藤原不比等が天皇の警護を固めたことは、天武系の皇子らやそれを支援する壬申の功臣などの反発を警戒してのことであろう（『続日本紀』、『日本書紀』）。古代史学界の多数説は「不改常典」の立法者を天智天皇に求めることには否定的である。単に天智天皇に仮託することで、元明即位の正統性を強化しようと企図したのであろう。『懷風藻』が伝える高市皇子の急逝を受けて開かれた皇嗣選定会議で「不改常典」が取り上げられなかったことが天智天皇仮託説の一つの根拠と筆者もこれまで支持してきたが、天武系の皇子らがそれに納得する可能性が低いことも考慮に入れるべきではないか。文武天皇崩御に際して、舍人親王や新田部親王がいながら、首皇子擁立に向け中天皇として元明天皇を不比等が強引に擁立したのは、もちろん藤原氏の政治的利益が優先されたからであろうが、持統天皇の直系継承へのこだわりや古代中国の影響があったためとみられる（拙著『女帝誕生』、新潮社、七四頁以下）。

(5) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条実美関係文書』。柳原前光がロシア公使時代から岩倉と緊密な連携をとり、岩倉逝去の後には三条内大臣の下で皇室法の起草に深く関わったことが、関係文書から読み取れる。これを伊藤は警戒していた。三条と伊藤間の争点はもちろん議會や内閣に対する皇室の自律性である。高い自律性を重んじる三条らに対して、伊藤はあくまで内閣を国政の中心に置き、その範囲で皇室の自律性を尊重すべきとの基本的考え方を保持していた。柳原は甥の嘉仁親王を念頭に「庶子の皇位継承資格」を重視し、他の事項をめぐるはかなり柔軟であっ

たにちがいない。ただ、内閣制度成立以降も天皇への上奏案件は内大臣府の議に付さねばならないので、柳原は三条を重視していたとみられる。

- (6) 資料としては、旧典範については梧陰文庫研究会編著『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定前史』(大成出版社・國學院大學、昭和五七年)、同研究会編著『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定本史』(同前、昭和六一年)、現行皇室典範については芹部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集1皇室典範』(信山社出版、平成二年)を参照。

- (7) 拙著『象徴天皇制と皇位継承』(ちくま新書、平成二〇年)参照。平成一七年の総理の諮問機関である皇室典範に関する有識者会議では、時間の関係もあり「象徴天皇制度」に関する研究が欠けていた。やはり皇位継承制度を論じる前提として、「象徴天皇」のあり方に関する考察を深めておくべきである。

- (8) 国立公文書館所蔵「公文附属の図」。

- (9) 前掲拙著『女帝誕生』一一四頁。鈴木邦男、佐藤由樹両氏はとりわけ『オランダ王国憲法』に注目されている(『天皇家の掟』、祥伝社、平成一七年)。

- (10) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『陸奥宗光文書』。第一次草案をみれば明らかのように、帝室の案件にまで「元老院ノ承認」を求めている。一応大阪会議の合意を受けて、元老院は「上院」の位置づけをあたえられていた。漸次立憲政体樹立の詔が出されたことも追い風になったことはまちがいあるまい(拙稿「大久保政権の成立をめぐる一考察」、『法学研究』第七四卷第六号、拙著『大久保利通』、吉川弘文館、平成一七年)。

- (11) 『明治天皇紀』明治一二年八月三一日条にみえる通り、柳原前光の妹で明治天皇の側室、柳原愛子に男児が授かった。にもかかわらず、翌一三年の『日本国憲法』第三次草案では再び女帝制が復活している(前掲拙著『女帝誕生』第二章参照)。このとき生まれたのが明宮嘉仁親王、すなわち後の大正天皇である。戦前までは皇子が夭折することは枚挙にいとまがなかったから、皇統維持の安全策として皇位継承資格の拡大が企図された可能性はある。

- (12) 島善高『近代皇室制度の形成』(成文堂、平成六年)五頁以下。

- (13) 『元老院日誌』第一卷(三一書房、昭和五六年)、四九五頁。

- (14) 拙著『大久保利通』(吉川弘文館、平成一七年)および同『明治天皇』(中央公論新社、平成一八年)を参照。この時期、大久保政権は地租軽減により農民騒擾を沈静化させ、士族の反乱との連動を阻止するべく楔を打った。明治

六年の政変により近衛兵が天皇の制止を振り切り西郷に従ったことは、天皇の權威を失墜させた。「天皇親政」に固執する大久保は天皇の權威を回復するため、明治天皇の帝王教育による君徳培養に腐心し、侍補職を設置した。佐佐木らによる天皇親政運動については、拙著『天皇親政』（中央公論社、平成六年）を参照。運動の目的はもちろん「天皇親政」の実質化にある。大久保存命中は宮中改革が進められ、公家の因習が排除されて質実剛健な氣風が宮中に吹き込まれた。西郷、大久保、木戸は尊王の志士であり、君徳培養に熱心であった。しかし、木戸が病死し、西郷が西南戦争で自尽し、大久保が紀尾井町事件で絶命すると、宮中勢力と折り合いの悪い伊藤が内務卿となり政權の主導權を掌握した。伊藤は侍補グループを「君側の奸」と忌み嫌い、対決姿勢を鮮明にした（前掲拙著『天皇親政』）。とはいえ、第二次草案の起草段階では依然として大久保の庇護の下、同グループは明治天皇の側近として一定の影響力を有していた。元老院側が佐佐木や元田の意向を質したのは、ある意味当然であつたといえよう。この段階では、後に大正天皇となる嘉仁親王が誕生していなかったから、柳原も天皇の意向を探るべく侍補らに接近したのではあるまいか。

(15) 小林宏・島善高編『明治皇室典範』上巻、二七頁以下を参照。筆者は、岩倉の意向の背景に柳原の存在を想定する。それは、皇室法の成立により国家の安寧が期待できるとの考えが提示されているのであろう。

(16) 前掲拙著『女帝誕生』、一一七頁以下参照。

(17) 島善高編『元老院国憲按編纂史料』（国書刊行会、平成一二年）、六六頁。

(18) 同右書、六九頁。「女統」について、島氏は「女系」と断定することを避けているが、「統」は血統の意と解されるから、母方から天皇家の血を受け継ぐ「女系」とみて間違いないであろう。

(19) 「万世一系」の理解については、奥平康弘『萬世一系の研究』（岩波書店、平成一七年）、中野正志『万世一系のまぼろし』（朝日新聞社、平成一九年）等参照。元老院の国憲按では、「日本帝国ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム」とみえる。すでに幕末に岩倉が「万世一系」を用いていることはよく知られている。こうした流れを受けて、大日本帝国憲法第一条が成立する。河田元老院議員はこの第一篇第二章第三条に出てくる「女統」を「万世一系」に反すると批判する意見を述べた（『秘書類纂憲法資料』下巻、「国憲草案各議員意見書」）。このことから、当時「万世一系」は「男統」（男系）と考えられていたようである。

- (20) 高橋紘・所功『皇位継承』(文藝春秋社、平成一〇年)等参照。
- (21) 島前掲書(『近代皇室制度の形成』、五一―六頁)。
- (22) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田文書』。同右書において、島氏は一夫一婦のことなど細部にわたる「宮禁ノ規則」を調査する場所として宮内省を岩倉が想定していたことを同資料から明確に指摘している。
- (23) 小林宏・島善高『日本立法資料全集一六 明治皇室典範(上)』(信山社、平成八年)。
- (24) 『岩倉具視関係文書』等を参照。鈴木正幸『皇室制度』(岩波書店、平成六年)において、鈴木氏は岩倉の建議を「皇室制度を体系的に整備しようとした出発点」と理解しているが、その根拠が必ずしも提示されているわけではない。筆者は、帝室制度をまず固めることで民権運動を牽制しようとする意図が建議から読み取れる点については、同意見である。
- (25) 小林・島前掲書、二九四頁。島氏は前掲書の中で、「奉儀局調査大要」にふれつつ同様の見解を示している(同書、七頁)。同氏はさらに、岩倉がかなり早い段階から、元田に対して「皇室永年の慣例」をどう位置づけるか、問題提起していることに着眼している。
- (26) 同右書、二九七頁。
- (27) 『伊藤博文関係文書』第三、八八頁等を参照。岩倉が伊藤に宛てた書簡では、吉井の意向により伊地知が帝室儀制調査に参画するに至ったようである。
- (28) 拙著『女帝誕生』、一一八頁参照。伊地知は井上同様、岩倉の建言の一貫性のない内容に気づき、実りある成果をあげることに懐疑的であったが、宮島誠一郎に背中を押される形で宮内省での作業に参画したとみられる。
- (29) 島氏が指摘するように、駐露公使の柳原は訪独中の伊藤をはじめ、帝室制度の調査のため一行に加わっていた西園寺公望や岩倉具定にも接触していた(小林・島前掲書、三九頁)。柳原は国会開設に先立ち、帝室制度の確立と元老院の拡張を主張していた。そしてその主張に伊藤が賛同したと岩倉宛の書簡につづっている。書簡が明治一五年のものであることを勘案すると、明治一四年の政変後に政治的主導権を確立した伊藤の了解は岩倉の決意をより強固にしたであろうことが容易に想像される。
- (30) 『岩倉公実記』下巻、前掲拙著『女帝誕生』等参照。

- (31) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「宮嶋誠一郎文書」によれば、伊地知は国憲と宮中関係の諸規則を峻別することなく、諸規取調所で作業に従事した。しかも、すでに述べたように、伊地知は乗り気薄で、佐佐木が「伊地知ハ異人」あるいは「古人」（『保古飛呂比』八、二五二頁）と評したように、関係者を心配させた。上京後もいたって怠慢で、諸規取調所での作業もおざなりであった。
- (32) 伊藤はルドルフ・フォン・グナイストからも帝室制度に関する助言を受けたと想像されるが、島氏が指摘するように、その内容は定かでない（小林・島前掲書、四六頁以下）。
- (33) 『伊藤博文伝』中、三七二頁。伊藤は憲法と皇室法を「不可分ノ関係」と考えており、岩倉や柳原らと異なる方向をめざしていた。皇位継承の規定も「不磨の大典」と理解していたことが確認される（坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』、小林・島前掲書参照）。
- (34) 伊藤はモッセラの講義を通じて、帝室の自律性が皇室の自由意思を是認するものでないとの考えを強化し、帝室と国政の関係や皇位継承のあり方を徹底して理論武装した（前掲拙著『女帝誕生』、一二二頁以下）。すなわち、伊藤は立憲君主制確立に向け体制内における確固たる主導権を掌握することに全力を注いだのである。伊藤が帰国後に宮中を欧化するのではないかという岩倉らの懸念を払拭するため、直ちに華族制度の確立を急いだ。かくして伊藤は宮中という厄介な存在を巧みに取り込んだのである。
- (35) プロシアで歴史的沿革に裏打ちされた国家学を習得した伊藤は、王室のもつ歴史的重みにより井上毅ら有能な法制官僚らを圧倒し、いまや自己の権力基盤となった宮中において家法としての皇室法の立案を進めたのである。制度取調局に動員された井上毅や金子堅太郎ら法制官僚については前掲拙著でもふれたが、島氏はさらに局員となった牧野伸顕の回顧録や関係文書から貴重な同局の様子や起草内容を明らかにしている。
- (36) 梧陰文庫研究会「梧陰文庫影印 明治皇室典範制定前史」（大成出版社、昭和五七年）等参照。
- (37) 前掲拙著（『女帝誕生』）、二二六頁等参照。すでにこの段階において皇位継承資格を女系まで拡大することにより、皇統の存続を確実にしようとする意図が働いていたとすれば、実に画期的ということができよう。
- (38) 国立国会図書館憲政資料室『三条家文書』。
- (39) 『井上毅傳・史料篇』等参照。井上が指摘する通り、概して宮内省の立法技術には、なお無視しがたい限界があ

ったのである(前掲拙著、一三六頁)。

(40) 旧皇室典範の基本原則はほぼこの段階において定まった。これ以降の起草作業については、島前掲書、小林・島前掲書を参照。

(41) タカシ・フジタニ「新史料発見 ライシャワー元米国大使の傀儡天皇制構想」『世界』平成一二年三月号等参考。ライシャワーはいうまでもなく米国ハーバード大学の日本史の教授であり、後に駐日大使を歴任する。同教授は早くも日米開戦の翌年(昭和一七年)九月、米国陸軍省に対し天皇制の存続を提言していた。

(42) 拙著『象徴天皇制と皇位継承』(ちくま新書、平成二〇年)、三八頁以下。確かに歴史的にみて天皇制度には象徴としての側面があったが、日本国憲法第一条には国民主権を前提とした象徴天皇のあり方があらたに規定されたのである。

(43) 芦部信喜・高見勝利『日本立法資料全集 1 皇室典範』(信山社、平成二年)、七五頁。高柳賢三他編著『日本国憲法制定の過程Ⅰ』等参照。天皇に皇室典範改正発議権を付与しようとする日本側の意向もGHQに一蹴されたのである。

(44) 前掲拙著、一一四頁以下参照。

(45) 国立公文書館所蔵・皇室典範関係資料(臨時法制調査会審議録)等参照。審議において、はっきり「女系」と「女帝」が区別されて審議されていたことが確認できる。

(46) 同右議事録を参照。臨時法制審議会の動向については、芦部・高見前掲書に詳しい。皇族女子に皇位継承資格を与えるか否か、日本国憲法草案第一三条(成案では第一四条)との関係が慎重に検討されている。

(47) 鈴木正幸前掲書、二一四頁以下。

(48) 大原康男『詳録・皇室をめぐる国会論議』(展転社、平成一三年)等参照。

(49) 前掲拙著『女帝誕生』一六九頁の評価については、より広い視野と当時の皇位継承をめぐる諸条件をさらに勘案する必要がある。

(50) 前掲拙著『象徴天皇制と皇位継承』一一八頁。象徴天皇制度に対する不十分な理解や戦前生まれの国民世論の動向を踏まえれば、新憲法の規定する男女同権と新たな皇室典範の皇位継承規定の齟齬について、政府が質疑の中で

示したさらなる研究の余地として「新しい問題」との認識を示唆したことには一定の評価を与えうるとの見解もあるのではなからうか。

(51) 『皇室典範』に関する有識者会議 報告書（平成一七年一月二四日）。ここでは首相官邸の内閣総務官より提供された冊子体の文書による。

(52) 筆者の皇位継承制度に対する基本的な考え方は、前掲拙著『象徴天皇制と皇位継承』でも明らかにしたように、「イデオロギー・フリー」の立場から議論すべきであるということに尽きる。筆者は平成一七年一月に提出された有識者会議の「報告書」を評価しているが、象徴天皇制度の意義や女系継承の問題点について十分に議論が加えられなかったことに対する率直な反省が必要であると考ええる。

(53) 有識者会議では、原点に立ち返り「伝統とは何か」が議論され、「伝統の継承とは伝統の本質が受け継がれること」との理解が示された（有識者会議議事録、首相官邸HP）。つまり、「伝統は不変」との固定観念は払拭されたわけである。

(54) 武烈天皇と継体天皇、称徳天皇と光仁天皇、称光天皇と後花園天皇、そして後桃園天皇と光格天皇など傍系継承が過去にあったことは事実である（前掲拙著『歴代天皇総覧』等参照。おおよそ八から一〇親等の隔たりがある）。

(55) 同条の解釈については、「報告書」を参照。歴史上は宇多天皇のように臣籍降下して後、復帰した例があるが、皇室典範はこうした復帰を認めていない。

(56) 戦後まもなくGHQにより半ば強制的に皇籍を離脱せざるを得なかった一一宮家五一方の復帰については、伏見宮系であり、今上天皇の系統とまじわるには、およそ六〇〇年も遡らねばならない。また、離脱後六〇年以上の歳月がたっており、自発的に復帰を受け入れる方がいるか定かではない。本文でも述べたように、皇室典範第九条を改正して養子を解禁することも、同第一五条を改正して男性宮家を創設することも、旧皇族の男系男子子孫を対象とすること事態、日本国憲法第一四条第一項、同第二項に抵触する可能性が高く、法改正は困難を極める（拙稿「毎日新聞」等）。

(57) 政府関係者へのインタヴュー調査に基づく（二〇〇九年三月実施）。

(58) 自民党国会対策委員長へのインタヴューによる（二〇〇五年一月実施）。

- (59) 前掲「報告書」等参照。
- (60) 所功『皇位継承のあり方』(PHP研究所、平成一八年)、八五頁以下。
- (61) 拙著『天皇と官僚』(PHP研究所、平成一〇年)等参照。わが国では古代に「世代内継承」が多々みられたが、時代を下ると「直系継承」が増えてくる。現代においては、「直系継承」の方が国民にはわかりやすい。
- (62) 前掲拙著『歴代天皇総覧』等参照。
- (63) 現行の皇室典範は、「皇太孫」はあっても「皇太弟」がなく、第二条は長子の系統が優先であり、総じて直系長系優先といえる。
- (64) 宮内庁総務課を通じて同庁式部職の見解を確認した。「公的行為」には法律による規制はなく、「その他の行為」に含まれる皇室祭祀についても、戦後になつて皇室祭祀令が廃止となり同じく法的規制がない。皇太子の八人行啓も内容の変更や他の皇族への分散が可能である。宮中祭祀の際の宮中三殿への昇殿は現在、皇太子夫妻まで可能となっているが、これも一種の慣行にすぎないので容易に変更できる。王室をもつ諸外国の皇太子の結婚式への出席も秋篠宮による代理により問題は生じないであろう。
- (65) 園部逸夫『皇室制度を考える』(中央公論新社、平成一九年)一五七頁。前掲「報告書」では、「わかりやすさ」等が理由に挙げられている。
- (66) 内閣府政務三役へのインタビュー(平成二二年二月実施)による。